

公 告

令和 7 年度 建築基準法に基づく指定道路図等更新業務委託について、条件付一般競争入札（事前審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 9 日

佐賀県県土整備部建築住宅課長 中野 工

1 競争入札に付する事項

(1) 委 託 名 令和 7 年度 建築基準法に基づく指定道路図等更新業務委託

(2) 業務内容

- ① 基礎条件の整理、作業計画
- ② 資料収集整理
- ③ 指定道路図データ更新
- ④ データセットアップ

(3) 仕 様 等 別添特記仕様書による

(4) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所 佐賀県一円

2 入札参加資格（入札に参加するものは、以下の要件を満たす必要があります。）

(1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により、「測量一般」または「都市計画及び地方計画」部門の登録を受けていること

(2) 佐賀県内に本店、支店または営業所を有する建設関連業者であること

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと

(5) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること

(6) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指定停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること

(7) 本業務の他の入札参加申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）。

イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会

社。

- (8) 佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 役員等（法人にあたっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

- (9) 同種業務の実績を有していること

同種業務とは、地方公共団体が発注した建築基準法施行規則に基づく「指定道路図」の作成業務（作成に伴う調査業務を含む）で、元請として平成 27 年 4 月 1 日から本公告の日までに完了した実績とします。

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- (2) 同種業務の実績調書（別紙 5）
- (3) 佐賀県内に支店又は営業所を有することを証する書類（県外業者のみ）

4 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所

下記の期間、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること）もしくは持参で受付ける。

- (1) 受付期間

令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで（県の休日を除く。）の 9

時から 17 時まで（最終日にあつては 9 時から 16 時まで）とする。

(2) 受付場所

佐賀県県土整備部建築住宅課 建築指導担当
〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
電話 (0952) 25-7165 FAX (0952) 25-7316
E-mail kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

5 問い合わせ先等

(1) 公告に関する質問期限

令和 7 年 10 月 21 日（火）15 時までに FAX 又は電子メール（着信を確認すること。）で送付すること。

(2) 質問に対する回答期限

令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時までに佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 問い合わせ先

佐賀県県土整備部建築住宅課 建築指導担当
〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
電話 (0952) 25-7165 FAX (0952) 25-7316
E-mail kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

6—1 入札方法等

(1) 入札方法

郵送のみによる紙入札（書留などの配達記録が残る方法によること。）

(2) 入札書提出期間

令和 7 年 10 月 27 日（月）から令和 7 年 10 月 29 日（水）17 時必着とします。

(3) 送付先

佐賀県県土整備部建築住宅課 建築指導担当
〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

6—2 開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和 7 年 10 月 30 日（木）9 時

(2) 場 所：建築住宅課

7 入札保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。

8 契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とします。

9 提出資料の送付方法等

提出資料については、公告の受付期間までに、公告に掲載している受付場所に、持参または、配達日(到着日)を指定でき、かつ書留郵便等により配達記録が残る方法で送付してください。また、入札書については持参での受付は行いません。

なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到着しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

10 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和 7 年 10 月 21 日(火)までに文書で通知します。

よって、本業務の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知(資格有)の確認通知を受けた者に限ります。

入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、令和 7 年 10 月 27 日(月)までにその旨を記載した書面を 4- (2) あてに提出してください。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、開札日 14 時に 6-2 (2) で当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合、対象となる入札者には当日 12 時までに連絡します。この場合において、当該入札者のうち、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない事務局職員にくじを引かせるものとします。

12 その他

- (1) 入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、辞退届を 4- (2) あて

へ郵送してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

- (2) 前金払 有 (契約金額の 30%以内)
- (3) 部分払 無
- (4) 最低制限価格 有 (佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領 4－(2)により、 $(\text{入札書比較価格} \times 0.85) \times 110 / 100$ として算出している。)
- (5) 本公告の記載内容に係る疑義(設計内容に係る疑義を含む。)については、5－(3)へ問い合わせてください。

なお、入札心得 13「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。

そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告に記載している質問期限までに必ず質問をしてください。

- (6) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取止めることがあります。

なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。

- (7) 「佐賀県建設工事等入札心得(紙入札用)」については添付しますので必ず確認してください。

佐賀県庁ホームページ > しごと・産業 > 入札・補助金・公募事業 > 入札 > 建設工事関連入札制度等 > 入札契約制度 > 佐賀県建設工事等入札心得(令和7年10月1日一部改正)にも掲載しています。